

令和6年度 固定資産税(償却資産)申告の手引

平素は、大阪狭山市の税務行政推進にご理解いただき、厚くお礼申し上げます。令和6年度の固定資産税(償却資産)の申告時期がまいりましたのでご案内いたします。償却資産の申告は、地方税法第383条に規定されています。法人・個人にかかわらず、事業用資産を所有している方は、毎年1月1日現在の資産状況について、大阪狭山市長宛てに申告していただきますよう、お願いいたします。

提出期限	令和6年1月31日(水)
提出先	〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 大阪狭山市総務部税務グループ 償却資産担当 行

※ 申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封いただきますようお願いいたします。

はじめて申告をされる方へ

償却資産の課税は、大阪狭山市だけでなく全国の市町村で実施されているもので、事業用資産を所有している方に申告の義務があります。資産の多少にかかわらず、申告していただきますようお願いいたします。また、資産がない場合もその旨を申告していただきますよう、お願いいたします。

ご不明な点等がございましたら、税務グループ償却資産担当(072-349-9401)までお問い合わせください。

以前から申告をしていただいている方へ

昨年からの資産内容に変わりがない場合や、該当する資産が無くなった場合であっても、申告をお願いします。また、事業所の名称・住所が変わった場合や、事業所を廃止した場合は、申告書の備考欄にその旨をご記入ください(詳しくは「5 申告書の記入方法」をご参照ください)。

—ホームページのご案内—

○大阪狭山市ホームページ

下記のURL、または右のQRコードから償却資産のページにアクセスしていただき、申告書の様式等をダウンロードできます。

<<https://www.city.osakasayama.osaka.jp/tetsuzuki/zeikin/4/4552.html>>

○eLTAX ホームページ

インターネットからの申告について、詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。

<<http://www.eltax.lta.go.jp/>>



大阪狭山市総務部税務グループ

(この手引は令和5年10月現在において作成しております。)

1 償却資産の概要

1. 償却資産とは

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産にも課税されます。償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産です。たとえば、会社や個人で工場・商店などを経営している方、駐車場・アパートなどを貸し付けている方が、その事業用に所有している構築物、機械、器具、備品などが対象となります。

2. 償却資産の種類と具体例

資産の種類	具 体 例
構築物	駐車場のアスファルト舗装、フェンス、屋外看板、庭園、テナントが施工した内装・造作などの建物附属設備（特定附帯設備）など
機械及び装置	ガソリンスタンド設備、機械式駐車場設備、自走式作業用機械設備（ブルドーザー・パワーショベルなど）、工業用機械設備、太陽光発電設備、印刷設備、パン・菓子製造設備など
船舶	貨物船、ボート、漁船、遊覧船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両及び運搬具	運搬車両（フォークリフト・構内運搬車など）、貨車、手押し車など ※自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く
工具、器具及び備品	事務机・いす、コンピュータ、陳列ケース、冷暖房機器、看板・ネオンサイン、測定工具、理美容機器、自動販売機など

3. 業種別の具体例

業種	具 体 例
事務所	事務机、いす、コンピュータ、ロッカー、金庫、タイムレコーダー、テレビ、エアコン、間仕切など
喫茶・飲食店	接客用家具、カウンター、放送設備、冷蔵庫、厨房設備、ネオンサイン、室内装飾品、駐車場のアスファルト舗装など
医療・薬局業	医療用機器、薬品戸棚、ベッド、エックス線装置、レセプトコンピュータ、歯科診療用ユニットなど
商店	陳列ケース、キャッシュレジスター、自動販売機、看板、冷蔵庫、精米機、照明設備、駐車場のアスファルト舗装など
工場	旋盤、ボール盤、スライス盤、プレス機、溶接機、研磨機、コンプレッサー、金型、受変電設備など
理容・美容業	セットいす、シャンプーいす、理美容機器、給湯器、シャンプー台、ドライヤー、サインポールなど
共同住宅	駐車場のアスファルト舗装、機械式駐車場設備、フェンス、外灯、自転車置場、受変電設備、集合型郵便受、屋外設備など

2 申告制度について

1. 償却資産の申告制度について

償却資産の申告は、地方税法第383条に規定されています。償却資産が申告制度となっているのは、土地・家屋のような登記制度がなく、所有者や資産内容の把握が困難であるためです。基本的に、税務会計上減価償却の対象となる資産が対象となりますが、国税と取り扱いが違うものもあります。

<地方税法第383条（固定資産の申告）>

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（省略）は、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

2. 不申告または虚偽の申告をした場合

資産を所有しているのに申告しなかった場合や、虚偽の申告をした場合は、罰則規定が適用されることがあります（地方税法第385条、同法第386条、および大阪狭山市市税条例第37条）。また申告のない方や、申告内容に疑義のある方に対しては、税務署で国税資料を閲覧し、償却資産の内容を確認させていただくことがあります。

Q. 過去の申告について間違いがあることがわかったら、どうすればいいですか？

A. 修正申告をしてください。

申告内容の確認後、地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、5年間を限度に税額の修正を行います。

3 申告が必要な資産とは

1. 申告対象となる資産

申告対象となる資産は、賦課期日（1月1日）現在において、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産です。なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
 - イ 建設仮勘定で経理されている資産（耐用年数が経過した資産）
 - ウ 遊休または未稼働の資産
 - エ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
 - オ 福利厚生のに供するもの
 - カ 使用可能な期間が1年未満または取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
 - キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
（例） ・ 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産
・ グリーン投資減税適用資産（租税特別措置法第10条の2、第42条の5、第68条の10）
- ※ カおよびキについては、「4. 少額の減価償却資産の取扱いについて」をご参照ください。

Q. 赤字決算のため国税において減価償却を行っていない場合でも、償却資産の申告をする必要がありますか？

A. たとえ国税において減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却されるべき性格の資産であれば、償却資産の申告をする必要があります。

Q. 耐用年数が経過し、償却済みとなった資産の評価額はどのようになりますか？

A. 国税では備忘価格として1円まで減価させますが、固定資産税では、計算した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%に据え置かれます。

2. リース資産について

リース資産は、原則として資産の所有者（リース会社等）が申告をすることになります。ただし、実質的に割賦（分割）販売であると認められる場合（リース期間終了後に譲渡されることになっている場合など）は、賃借人が申告をする必要があります。

なお、平成20年4月1日以後に契約を締結した所有権移転外ファイナンスリースについては、下表のような取扱いとなりますので、ご注意ください。

リース契約の内容	資産を借りている人 (ユーザー)	資産を貸している人 (リース会社)
通常の賃貸契約によるもの (リース期間満了と同時に資産が回収される場合)	申告不要	申告必要 (資産の所在地に申告)
平成20年4月1日以後に契約を締結した 所有権移転外ファイナンスリース		
実質的に割賦販売であると認められる場合 (リース期間後に使用者に譲渡される場合など)	申告必要 (自己の資産として申告)	申告不要

※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リースおよび所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満である場合、申告は不要です。

3. 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア	自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（実際に自動車税等が課されている必要はありません。）
イ	無形固定資産（例）アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等
ウ	繰延資産
エ	平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、 ・耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているものまたは必要経費としているもの） ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
オ	平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リースおよび所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの
※	エおよびオについては、「4. 少額の減価償却資産の取扱いについて」をご参照ください。

4. 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号および地方税法施行令第49条の規定により、下記①から③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの。

ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	取得価額 償却方法	取得価額			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入（※1）	申告対象外			
②	3年一括償却（※2）	申告対象外			
③	リース資産（ファイナンス・リース）	申告対象外		申告対象	
④	中小企業特例（※3）	申告対象			
⑤	個別減価償却（※4）	申告対象			

（※1） 法人税法施行令第133条または所得税法施行令第138条

（※2） 法人税法施行令第133条の2第1項または所得税法施行令第139条第1項

（※3） 中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

（※4） 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第138条）。

5. 特殊自動車について

大型特殊自動車は、すべてが償却資産の申告対象となります。小型特殊自動車は、軽自動車税の対象であるため償却資産の申告対象となりません。

＜大型特殊自動車の自動車登録番号の分類番号＞

- ・ 建設機械に該当するもの 0、00～09、000～099
- ・ 建設機械以外のもの 9、90～99、900～999

6. 償却資産と家屋の区分について

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

＜自己所有の家屋における附帯設備の取り扱い＞

次に該当するものは、固定資産税における家屋の評価に含まれません。経理上の区分にかかわらず、償却資産の申告対象となります。

ア 家屋と構造上一体となっていないもの

独立煙突、独立給水塔、屋外電気配線、屋外ガス・給排水配管設備など

イ 独立した機器としての性格の強いもの

ネオンサイン、電話交換機、発電機、受変電設備、ルームエアコンなど

ウ 特定の生産又は業務用のもの

工場の動力源である電気設備、冷凍倉庫における冷凍設備、飲食店の厨房設備、病院の洗濯設備など

※ 主な設備等の例示は【償却資産と家屋の区分表】を参照してください。

＜家屋の賃借人が施工した内装などの取り扱い＞

平成16年1月2日以降、賃借人・テナントが施工した内装・外装・造作・建築設備（特定附帯設備）については、設置者である賃借人・テナントが申告しなければなりません（地方税法第343条第9項、大阪狭山市市税条例第30条第7項）。

7. 不動産賃貸業をされている方へ

駐車場であればアスファルト舗装や駐車料金自動計算装置、共同住宅であれば建物本体以外の屋外の設備や外構などが償却資産の申告対象となります。

【該当する資産の例】

不動産貸付業	アスファルト舗装、フェンス、自転車置場、給排水・ガス・電気等の屋外設備、受送電設備、太陽光発電設備、側溝、外灯、門・塀、緑化施設など
駐車場業	受変電設備、発電機設備、機械式駐車場設備、駐車料金自動計算装置、アスファルト舗装、フェンス、外灯など

Q. 駐車場や共同住宅は、土地や家屋で課税されているのではないのですか？

A. 土地や家屋の評価対象となるのは、それぞれの本体部分です。償却資産の対象となるのは、土地や家屋で評価されていない部分になります。具体的には、上記の例と【償却資産と家屋の区分表】をご参照ください。分かりにくいものがあれば、償却資産担当までお問い合わせください。

【償却資産と家屋の区分表】

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○	
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○	
	予備電源設備	発電設備、蓄電池設備、無停電設備		○		○	
	中央監視設備	設備一式		○		○	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式、非常用照明器具			○		○
		屋内設備一式	○			○	
	電力引込設備	引込工事		○		○	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			○		○
		上記以外の設備	○			○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○		○
		配管・配線・端子盤等	○			○	
	LAN設備	設備一式		○		○	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○		○
		配管・配線等	○			○	
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等		○		○	
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ			○		○
		配管・配線等	○			○	
避雷設備	設備一式		○		○		
火災報知設備	設備一式		○		○		
盗難非常通報装置	設備一式		○		○		
太陽光発電設備	家屋と一体の太陽光パネル、架台		○			○	
	家屋と一体でない太陽光パネル、架台、その他関連設備			○		○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		○		○	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			○		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等）、中央式給湯設備	○			○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備			○		○
		屋内の配管等	○			○	
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		○		○		
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			○		○	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○		
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		○		○	
		上記以外の設備	○			○	
	換気設備	特定の生産または業務用設備			○		○
		上記以外の設備	○			○	
その他の諸設備	駐車場設備	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		○		○	
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			○		○
上記以外の設備		○			○		
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・舗装・緑化施設等）		○		○	

※ 上記は大阪狭山市の取扱いであり、自治体によって取り扱いが異なる場合があります。また、一般的な施工状況のものを想定し、作成しています。

4 申告の方法

賦課期日（1月1日）現在、大阪狭山市内に償却資産を所有する人は、該当する資産を大阪狭山市長に申告しなければなりません。これは、免税点未満（課税標準額の合計が150万円未満）であっても同様です。

1. 提出書類

次の3種類の申告用紙のうち、必要なものに記入して提出してください。詳細については、各記入方法のページをご覧ください。

種類	提出が必要な方
償却資産申告書	すべての方
種類別明細書（増加資産・全資産用）	はじめて申告される方、増加した資産のある方
種類別明細書（減少資産用）	減少した資産のある方

2. 自社で作成した申告書・明細書で申告する場合

自社で作成した申告書・明細書で申告（電算申告）する場合は、大阪狭山市内に所在する全資産について申告してください。

5 申告書の記入方法

償却資産申告書は、資産の増減の有無にかかわらず必ず提出してください。

受付印

令和 6 年 1 月 15 日

令和 6 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード

① 大阪狭山市長 宛

1 住所	2 氏名	3 個人番号又は法人番号	4 事業種目(資本金等の額)	5 事業開始年月	6 申告に回答する者の係・氏名	7 税理士等の氏名	8 短縮耐用年数の承認		9 増加償却の届出		10 非課税該当資産		11 課税標準の特例		12 特別償却又は圧縮償却		13 税務会計上の償却方法(定額法・定額法)		14 青色申告	
							有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無		
〒589-8501 おおさかさやまし さやま 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 (電話 072-366-0011)	さやま しょうじ かぶしきがいしゃ 狭山商事株式会社 代表取締役 狭山 太郎 (屋号)	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	物品販売業 (300 百万円)	平成20年9月																

資産の種類	取得価額				計((イ)-(ロ)+(ハ)-(ニ))	15 市内における事業所等資産の所在地
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	前年中に減少したもの(ニ)		
1 構築物	2 840 000				2 840 000	① 本社 大阪狭山市狭山1-2384-1 ② ③
2 機械及び装置			2 340 000		2 340 000	
3 船舶	①⑨	②⑩	③⑪	④⑫		
4 航空機						
5 車両及び運搬具						16 借用資産(有・無) 貸主の名称等 大阪狭山市〇〇丁目 ◇◇リース株式会社 072-△△△-△△△△
6 工具器具及び備品	22 810 000	810 000	61 300 000		83 300 000	
7 合計	25 650 000	810 000	63 640 000		88 480 000	17 事業所用家屋の所有区分 ①⑬ 自己所有 ②⑭ 借家

資産の種類	評価額(ホ)	決定価格(ヘ)	課税標準額(ト)	18 備考(添付書類等)
1 構築物				記入は不要です。 ただし、自社の電算処理により全資産申告を行う場合、記入してください。
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具器具及び備品				
7 合計				

第二十六号様式(提出用)

※⑭の「合計」欄は、今年度初めて登録する資産についてのもので、種類別明細書（増加資産・全資産用）の合計額（小計欄）と一致します。

項目	記入のしかた	留意事項
①	所在地（住所）・電話番号を記入してください。	所在地・氏名・名称などに変更がある場合は、「⑱備考」欄に所在地・旧氏名・旧名称・変更年月日を記入してください。
②	氏名・ふりがなを記入し、押印してください。法人の場合は名称・代表者名を記入し、社印・代表者印を押印してください。 <u>屋号がある場合は必ず記入してください。</u>	同上
③	法人は <u>13桁の法人番号</u> を、個人事業者は <u>12桁の個人番号</u> （マイナンバー）を右詰めで記入してください。	市内在住の個人事業主の方につきましては、個人番号の記入は不要です。
④	業種を記入してください。法人の場合は（ ）内に資本金等の額を記入してください。	2以上の事業を行っている場合は、主たる事業種目を記入してください。
⑤	大阪狭山市内で事業を開始した年月を記入してください。	
⑥	申告担当者の氏名・電話番号を記入してください。	
⑦	償却資産の申告を委託している税理士等の氏名・電話番号を記入してください。	電話番号には、市外局番をつけてください。
⑧～⑭	該当項目を○で囲んでください。	⑧～⑫については最終ページの説明をご覧ください。
⑮	<u>大阪狭山市内</u> における償却資産の所在地を記入してください。所在地が2か所以上ある場合は主たる所在地の番号を○で囲んでください。	資産の所在地が「所有者住所」欄①と同一の場合には記載は不要です。
⑯	借用資産の有無について○で囲んでください。「有」の場合、貸主の名称・住所・電話番号を記入してください。	借用資産とは、 <u>土地・家屋を除く</u> リース資産をいいます。
⑰	該当するものを○で囲んでください。	
⑱	次の事項を記入してください。 ○所在地・氏名・名称などに変更があった場合は変更年月日・旧所在地・旧名称など。 ○「短縮耐用年数承認通知書の写し」「増加償却の届出書の写し」などの添付書類がある場合はその名称。 ○取消申告（廃業・休業・事業所移転など）の場合はその理由・年月日など。 ○納税管理人（納税通知書の送付先）を別に定めている場合は、その住所・氏名（名称）。	資産の増加・減少がない場合は、「増減なし」と記入してください。 該当資産がない場合は、「該当資産なし」と記入してください。
⑲	前年前（令和5年1月1日以前）に取得した資産の取得価額を、資産の種類別に合計し記入してください（前年度に申告している場合はあらかじめ印字しています）。	この額は前年度の申告書の⑳(二)欄と同額です。
⑳	前年中（令和5年1月2日～令和6年1月1日）に減少した資産の取得価額を、資産の種類別に合計し記入してください。	この欄の合計額は種類別明細書（減少用）の取得価額の合計額（小計欄）と同じです。
㉑	前年中（令和5年1月2日～令和6年1月1日）に増加した資産の取得価額を、資産の種類別に合計し記入してください。	この欄の合計額は種類別明細書（増加用）の取得価額の合計額（小計欄）と同じです。
㉒	⑲(イ)－⑳(ロ)＋㉑(ハ)によって算出した取得価額を種類別に合計し記入してください。	

6 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

前年度に申告した場合は、前年度から増加した資産のみを記入してください。

初めて申告する場合は、全ての資産を申告してください。

令和 6 年度

所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名			1枚のうち	
②												③ 狭山商事株式会社			④ 1枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称	数量	取得年月			取得価額	(イ) 耐用年数	(ロ) 減価償却率	(ハ) 価額	課税標準の特例	※ 課税標準額	増加事由	摘要	
					年	月	日									
01	2	000000001	エアコン	1	5	5	5	23400000	6					①	2	
02	6	000000005	ルームクーラー	2	5	5	10	10000000	6					①	2	
03	6	000000006	カラープリンター	2	5	5	10	13000000	6					①	2	
04	6	000000007	機械式駐車設備	1	5	5	7	59000000	5					①	2	
		⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫		⑬	⑭		⑮	⑯

第二十六号様式別表二(提出用)

項目	記入のしかた	留意事項
①	申告の年度を記入してください。	
②	記入の必要はありません。	
③	申告書所有者欄の氏名または名称を記入してください。	
④	明細書が複数枚にわたる場合は、4枚のうち3枚目というようにページを記入してください。	
⑤	資産の種類に対応するコード番号を記入してください(右の区分による)。	1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品
⑥	初めて申告する場合は「00000001」からの連番を付けてください。前年度に申告している場合は、申告済み資産の続きになるよう連番を付けてください。	
⑦	漢字・かな文字・数字で記入してください。	20文字以内にまとめてください。
⑧	資産の数量を記入してください。数量を特定できないものは「1」と記入してください。	
⑨	資産を取得した年号のコード番号(右の区分による)・年月を記入してください。	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和
⑩	資産を取得するために支出した金額、または通常支出すべき金額(付帯費を含む)を記入してください。圧縮記帳は認められていませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。	取得価額には運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・関税・設置費、その他償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。
⑪	耐用年数を記入してください。耐用年数は、所得税または法人税の申告で用いるものと同じ耐用年数を使用してください。中古資産で見積耐用年数を使う場合はその年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を使う場合はその耐用年数を記入してください。	短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。
⑫⑬ ⑭⑮	記入は不要です。ただし、自社の電算処理により全資産申告を行う場合は、記入してください。	計算方法については最終ページの説明をご覧ください。
⑯	該当する増加事由のコード番号(右の区分による)を○で囲んでください。	1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動による受入れ 4. その他
⑰	次のような事項を記入してください。 ○課税標準の特例がある資産についてはその適用条項 例：地方税法附則第15条第45項 先端設備等 地方税法附則第15条25項1号 太陽光発電設備 ○短縮耐用年数を適用している資産、増加償却を行なっている資産についてはその旨の表示 ○その他、価格の決定にあたって必要な事項	「前年度申告もれ」の場合は、その旨を記入してください。 「移動による受入れ」の場合は、移動した年月を記入してください。

7 種類別明細書（減少資産用）の記入方法

前年度に申告した場合は、前年度から減少した資産のみを記入してください。

初めて申告する場合は、提出する必要はありません。

① 令和 6 年度

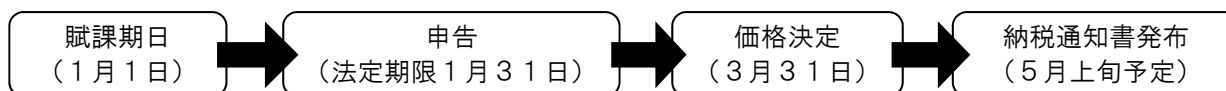
所有者コード		種類別明細書(減少資産)										所有者名		1枚のうち	
②												③ 狭山商事株式会社		1 ④ 枚目	
抹消コード	資産の名称	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少事由				1全部 2一部	摘要	
			年号	年	月				1売却 3移動	2減失 4その他					
016	タイプライター	1	5	3	7	350000	5		1	②	3	4	①	2	廃棄
026	ルームクーラー	1	5	3	6	460000	6		1	2	③	4	①	2	〇〇市へ移動
03									1	2	3	4	1	2	
04	⑤ ⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫	1	⑬	4	⑭		⑮	
05									1	2	3	4	1	2	

第二十六号様式別表二（提出用）

項目	記入のしかた	留意事項
①	申告の年度を記入してください。	
②	記入の必要はありません。	
③	申告書所有者欄の氏名または名称を記入してください。	
④	明細書が複数枚にわたる場合は、4枚のうち3枚目というようにページを記入してください。	
⑤⑥ ⑦⑨ ⑪	前年度から減少した資産を記入してください。「抹消コード」⑥は、前年度の種類別明細書の「資産コード」と同じ番号を記入してください。	
⑧	減少した資産の数量を記入してください（特定できないものは「1」と記入してください）。	
⑩	減少した資産の取得価額を記入してください。資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。	
⑫	記入不要です。ただし、自社の電算処理により全資産申告を行う場合は、記入してください。	
⑬	該当するコード番号（右の区分による）を○で囲んでください。	1. 売却 2. 減失 3. 移動 4. その他
⑭	該当するコード番号（右の区分による）を○で囲んでください。	1. 全部 2. 一部
⑮	その他、価格の決定にあたって必要な事項。	

8 償却資産の評価と課税

1. 申告から課税までの流れ



2. 評価額について

評価額は、取得価額に減価残存率を乗じて算出します。減価残存率は、耐用年数ごとに定められた減価率を元に算出されます（【減価残存率表】のとおり）。初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして計算します。評価額は取得価額の5%を最低限度に減価します。

○前年中（令和5年1月2日～令和6年1月1日）に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \times 1/2)$$

○前年前（令和5年1月1日以前）に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率})$$

【減価残存率表】

耐用年数	耐用年数に 応ずる 減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率	減価残存率	
		前年中 取得の もの	前年前 取得の もの			前年中 取得の もの	前年前 取得の もの			前年中 取得の もの	前年前 取得の もの
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

※耐用年数の改正について

減価償却資産の資産区分の変更にもない、平成20年に「機械及び装置」を中心に一部資産で耐用年数の改正が行われました。平成19年以前に取得した資産については、前年度の評価額に改正後の減価残存率を乗じて評価額を算出します。取得時点までさかのぼって改正後の耐用年数を適用するものではありませんので、ご注意ください。

【計算例】

取得価額 700,000 円、取得年月平成31年4月、耐用年数3年の資産の場合、

令和6年度で取得価額の5% (35,000 円) より小さくなりますので、令和6年度以降の評価額は 35,000 円に据え置かれます。 ※耐用年数3年の減価残存率…前年中取得 0.732 前年前取得 0.464

令和2年度	700,000 円	×	0.732	=	512,400 円		
令和3年度	512,400 円	×	0.464	=	237,753 円		
令和4年度	237,753 円	×	0.464	=	110,317 円		
令和5年度	110,317 円	×	0.464	=	51,187 円		
令和6年度	51,187 円	×	0.464	=	23,750 円	< 35,000 円	→ <u>35,000 円</u>

3. 税額について

原則として、市内に所在する各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額（課税のもととなる額）となります。課税標準の特例（後述）の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出し、課税標準額に税率を乗じて税額を算出します。

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} [1.4\%]$$

算出された税額をもとに、5月1日付けで納税通知書を発送します。大阪狭山市の固定資産税の納期は、5月、7月、9月、12月の4回です。

なお、課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されないため、納税通知書を発送しません。150万円に満たないかどうかは、課税標準額を計算した上で決定します。資産の多少にかかわらず申告してください。

4. 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法第349条の3の4、同法附則第15条、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有されている方は、「申請書」をご請求の上、特例内容にかかる資料とともにご提出ください。

5. 短縮耐用年数・増加償却

法人税法施行令第57条第1項または所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産がある場合は「承認通知書」の写しを添付してください。また、法人税法施行令第60条または所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届け出を行っている資産がある場合は、「届出書」の写しを添付してください。

6. 国税との主なちがい

項目	地方税の取扱い（固定資産税）	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	旧定率法	定率法・定額法等から選択
前年中の新規取得	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却、即時償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例 （租税特別措置法）	金額にかかわらず、認められません	認められます

※ 公平で適正な課税への取り組み

大阪狭山市では、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条および第408条に基づいて電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査をおこなっておりますので、その際にご協力をお願いします。また、地方税法第354条の2に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合は、地方税法第17条の5第5項の規定に基づき、5年間を限度に税額の修正を行いますので、ご了承ください。

<調査方法について>

- ・個人や法人で管理している固定資産台帳と償却資産申告書との突合
- ・税務署に提出された国税資料と償却資産申告書との突合
- ・現地調査



お問い合わせ

大阪狭山市総務部税務グループ 償却資産担当
072-349-9401（直通）